

# 愛媛県報

発行 愛媛 媛 県

第22号

令和元年7月19日金曜日 第22号

◇目次◇

	-	N.		
落札者等の告示			(環境政	攻策課) 264
特定希少野生動植物の指定			(自然仍	ネ護課)… 264
大規模小売店舗の変更の届出の概要等(4件)			(経営す	5援課)265
農用地利用配分計画の認可			. (農政課農地・担い手対	寸策室) 267
義務付保の同意を求めるための事前届出及び指定漁船調書の縦覧			( 划	K産課) 267
公共測量の実施の通知(2件)			(道路絲	<b>眭持課) 268</b>
基本測量の実施の通知			(	) 268
道路の区域変更(県道北条玉川線)				
道路の供用開始( " )			. ( "	) 268
	教育委員会	<b>会公告</b>		
令和2年度の県立中等教育学校の入学者の選考に係る適性検査等の	の期日及び入	、学予定者の発表の日について	(高校教	汝育課) 268
選	学管理委員	<b>員会告</b> 示		
直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数			(選挙管理委	長員会) 268
	公営企業	告示		
落札者等の告示			(公営企業管理局総	総務課)269
	雑	報		
事後調査報告書について			(環境函	<b>対策課)… 269</b>
	正	誤		
令和元年7月5日付け第18号目次中			(私学文	て書課) 269

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

## ○愛媛県告示第335号

次のとおり落札者を決定した。 令和元年7月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務 を担当する機関の 名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を 決定した手続	入札公告日
愛媛県大気汚染常時監視テレメータ システム 一式	愛媛県県民環境部 環境局環境政策課 愛媛県松山市一番 町四丁目4番地2	令和元年7月4日	環境計測株式会社 京都府京都市伏見区竹 田北三ツ杭町84番地	367 <i>8</i> 42円 (月額)	一般競争入札	令和元年 5 月24日

## ○愛媛県告示第336号

愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例(平成20年愛媛県 条例第15号)第9条第1項の規定に基づき、次のとおり特定希少野 生動植物を指定する。

令和元年7月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

# 種名(区分)

ヤリタナゴ (淡水魚類)

ヌマムツ (淡水魚類)

| チュウガタスジシマドジョウ(淡水魚類)

カジカ中卵型(淡水魚類)

ヒナイシドジョウ(淡水魚類)	デンジソウ(高等植物)
イシガイ(陸・淡水産貝類)	ミズキンバイ(高等植物)
マツカサガイ(陸・淡水産貝類)	ナミキソウ(高等植物)

#### ○愛媛県告示第337号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において 準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和元年7月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

#### 1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所 在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の年月日	届出年月日
イオン今治店	今治市馬越町四丁目 8番1号	大規模小売店舗を設置する者 の代表者の氏名	イオンリテール株式 会社 代表取締役 岡崎 双一	イオンリテール株式 会社 代表取締役 井出 武美	平成31年 3月1日	令和元年 6月27日
		大規模小売店舗において小売 業を行う者	イオンリテール株式 会社 ほか 6 者	イオンリテール株式 会社 ほか4者	平成31年 3月1日 ほか	

#### 2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部今治支 局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

- (1) 意見書に記載すべき事項
  - ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
  - イ 当該大規模小売店舗の名称
  - ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
- (2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

## ○愛媛県告示第338号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において 準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の 日から4月間縦覧に供する。

令和元年7月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

#### 1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所 在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の年月日	届出年月日
グリーンモール・松山	松山市天山一丁目13 番5号	大規模小売店舗において小売 業を行う者	イオン株式会社 ほか35者	イオンリテール株式 会社 ほか13者	平成31年 3月1日 ほか	令和元年 6 月27日

#### 2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
- (2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

#### ○愛媛県告示第339号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において 準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和元年7月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

#### 1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所 在地	変更した事項	変更前	変 更 後	変 更 の年月日	届出年月日
イオンモール今治新都市	今治市にぎわい広場 1番1 外	大規模小売店舗において小売 業を行う者	イオンリテール株式 会社 ほか58者	イオンリテール株式 会社 ほか53者	令和元年 6月3日 ほか	令和元年 7月8日

#### 2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部今治支 局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

- (1) 意見書に記載すべき事項
  - ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
  - イ 当該大規模小売店舗の名称
  - ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
- (2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

## ○愛媛県告示第340号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において 準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに伊予市役所において告示の 日から4月間縦覧に供する。

令和元年7月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

#### 1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所 在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の年月日	届出年月日
ダイレックス伊予店	伊予市下吾川字南西 原1603番 外	大規模小売店舗を設置する者の住所	NTTファイナンス 株式会社 東京都港区芝浦一丁 目2番1号	NTTファイナンス 株式会社 東京都港区港南一丁 目2番70号	平成28年 5 月 6 日	令和元年 7月9日
		大規模小売店舗を設置する者 の代表者の氏名	NTTファイナンス 株式会社 代表取締役 前田 幸一	NTTファイナンス 株式会社 代表取締役 坂井 義清	平成29年 6 月17日	
		大規模小売店舗において小売 業を行う者の代表者の氏名	ダイレックス株式会 社 代表取締役 大嶌 秀昭	ダイレックス株式会 社 代表取締役 貞方 宏司	平成26年 6 月24日	

## 2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振

興課商工観光室並びに伊予市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

- (1) 意見書に記載すべき事項
  - ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
  - イ 当該大規模小売店舗の名称
  - ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
- (2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

## ○愛媛県告示第341号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号) 第18条第1項の規定に基づき、農地中間管理機構公益財団法人えひ め農林漁業振興機構から農用地利用配分計画の認可申請があった。

当該農用地利用配分計画は、愛媛県農林水産部農政企画局農政課 農地・担い手対策室において告示の日から2週間公衆の縦覧に供す る。

令和元年7月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

#### 1 農用地利用配分計画の概要

	賃借	≢権 ℓ	の設	定等を受け	ける者	賃借権の設定等を	を受ける土地
氏	氏名又は名称 住 所					所在及び地番	面積 ( m² )
木	下	勝	徳	愛媛県松เ	山市	愛媛県松山市庄甲65 番 1	943

ħ	公	尾	佳	治	愛媛県大洲市	愛媛県大洲市東大洲 1332番 1 ほか 1 筆	1 ,651
Ī	ŧ	智	弘	樹	愛媛県伊予市	愛媛県伊予市中山町 出渕 5 番耕地1391番 ほか 2 筆	1 ,385
₹	<b>5</b>	Ш	英	明	愛媛県喜多郡内子町	愛媛県喜多郡内子町 重松甲1144番 2	1 <i>4</i> 34

## 2 申請年月日

令和元年7月9日

# ○愛媛県告示第342号

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同政令第5条第3項の規定により、1のとおり公示し、及び2のとおり指定漁船調書を縦覧に供する。

令和元年7月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

## 1 届出事項

(東予地方局管内)

発 起	人 の 住 所 及 び	氏名	加入区	漁船損害等補償法第113条第1 項の申出をする漁業協同組合の 名称
新居浜市垣生6丁目7-8	新居浜市垣生6丁目6-20	新居浜市垣生2丁目8-41	垣 生	新居浜市垣生漁業協同組合
藤田則行	岡 田 一 裕	岡 圭 祐	坦 主	机店供印造生油来协问組合

(中予地方局管内)

	発 起	人の	住 所	及	び	氏	名	加	入区	漁船損害等補償法第113条第 1 項の申出をする漁業協同組合の 名称
松山市津和地66		松山市二神甲	<b>P</b> 555			松山	I市上怒和甲519	中	島和	中島三和漁業協同組合
金子丈広		竹内	洋				太田眞悟	Ξ	和	中岛二州总耒协问组员

## 2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

令和元年7月19日から8月2日まで

(2) 縦覧場所

次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる場所

東予地方局管内の加入区	東予地方局産業経済部水産課
中予地方局管内の加入区	中予地方局産業経済部水産課

## ○愛媛県告示第343号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、道前平野農地整備事業所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和元年7月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 作業種類 公共測量(基準点測量)
2 作業期間 令和元年7月22日から

令和2年1月7日まで

3 作業地域 愛媛県西条市丹原町高知・安用地内

#### ○愛媛県告示第344号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第 14条第1項の規定に基づき、大洲河川国道事務所長から次のとおり 公共測量を実施する旨の通知があった。

-111, -- (11 -- 111, -- (11 -- 111, -- (11 -- 111, --

令和元年7月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 作業種類 公共測量(用地測量)

2 作業期間 令和元年7月22日から

11月29日まで

3 作業地域 愛媛県西予市宇和町坂戸地内

#### ○愛媛県告示第345号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定に基づき、 国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。 令和元年7月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 作業種類 基本測量(成果不整合地域における基準点改測)

2 作業期間 令和元年7月22日から

10月31日まで

3 作業地域 松山市、四国中央市

#### ○愛媛県告示第346号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 令和元年7月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	頁	路	線	名	区	間	旧・新別	敷 地 の幅 員	延長	備考
		北条玉川線			今治市玉川町葛谷字カバケ谷乙129番 1 地先から		旧	メートル 7.1~15.8	キロメートル 0.045	
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	道			쇧	同字乙129番 3 地先まで					
**	=			ii/JK	今治市玉川町葛谷字カバガ谷甲229番3から			新 7.8~16.0	0 .045	
					同字甲229番 2 まで		991	, 2 10 2	0 5-5	

#### ○愛媛県告示第347号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和元年7月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県 道	北条玉川線	今治市玉川町葛		ガ谷甲229番	3から				令和元年 7 月19日

#### 教育委員会公告

## 〇公 告

# 令和2年度の県立中等教育学校の入学者の選考に係る適性検 査等の期日及び入学予定者の発表の日について

令和2年度の愛媛県県立中等教育学校の入学者の選考に係る適性 検査等の期日及び入学予定者の発表の日を次のとおり定めた。

令和元年7月19日

愛媛県教育委員会

教育長 三 好 伊佐夫

1 適性検査等の期日

令和2年1月9日(木)

2 入学予定者の発表の日 令和2年1月16日(木)

#### 選挙管理委員会告示

## ○愛媛県選挙管理委員会告示第30号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第2編第5章及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

令和元年7月19日

## 愛媛県選挙管理委員会

#### 委員長 大塚岩男

- 1 直接請求(県議会議員の解職請求を除く。)の要件となるべき 選挙権を有する者の数
- (1) 選挙権を有する者の総数

1 ,170 ,773

(2) 選挙権を有する者の総数の50分の1の数

23 416

- (3) 80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1 を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して 得た数 246,347
- 2 県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

選	挙 区	別	選挙権を有する者の総数	同左の3かの1の数 (松山市・ロッドでは、 が上げる。 学区にあってる数にも がの1をに数して4を数して40万を数と がの1をで3分とも じて得た数と で得た数)
伊	予	郡	44 ,010	14 ,670

南 宇 和 郡	19 ,056	6 ,352
松山市・上浮穴郡	439 ,840	139 ,974
今治市・越智郡	140 ,928	46 ,976
宇和島市・北宇和郡	77 ,927	25 ,976
八幡浜市・西宇和郡	37 ,906	12 ,636
新 居 浜 市	100 ,677	33 ,559
西 条 市	92 ,038	30 ,680
大洲市・喜多郡	51 <i>4</i> 38	17 ,146
伊 予 市	31 ,550	10 517
四国中央市	74 ,087	24 ,696
西予市	32 ,894	10 ,965
東温市	28 <i>A</i> 22	9 <i>4</i> 74

## 公営企業告示

#### ○愛媛県公営企業告示第2号

次のとおり落札者を決定した。 令和元年7月19日

#### 愛媛県公営企業管理者 兵 頭 昭 洋

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務 を担当する機関の 名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を 決定した手続	入札公告日
ナビゲーションシステム 1式 (県立中央病院)	愛媛県公営企業管 理局総務課 愛媛県松山市一番 町四丁目4番地2	令和元年7月3日	株式会社カワニシ松山 支店 愛媛県伊予郡砥部町重 光241番地 3	39 852 000円	一般競争入札	令和元年 5 月21日

#### 雑 報

#### ○公 告

#### 事後調査報告書について

愛媛県環境影響評価条例(平成11年愛媛県条例第1号)第36条の 規定により、次の対象事業について事後調査報告書を作成したので、 同条例第38条の規定により、次のとおり公告する。

令和元年7月19日

宇和島地区広域事務組合 組合長 岡 原 文 彰

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- (1) 事業者の名称 宇和島地区広域事務組合
- (2) 代表者の氏名 組合長 岡原 文彰
- (3) 主たる事務所の所在地 愛媛県宇和島市曙町1番地
- 2 対象事業の名称、種類及び規模
- (1) 名称 宇和島地区広域熱回収施設等整備事業
- (2) 種類 ごみ焼却施設の設置の事業
- (3) 規模 1日当たりの処理能力 120トン
- 3 対象事業の実施区域

愛媛県宇和島市祝森甲3799番地

- 4 関係地域の範囲 愛媛県宇和島市
- 5 環境影響評価事後調査報告書の縦覧の場所、期間及び時間
- (1) 縦覧場所

愛媛県庁環境政策課(愛媛県松山市一番町四丁目4番地2) 宇和島市役所生活環境課(愛媛県宇和島市曙町1番地) 宇和島地区広域事務組合環境センター(愛媛県宇和島市祝森 3799番地)

- (2) 縦覧期間 令和元年7月19日から令和元年8月19日まで (土曜日、日曜日及び「国民の祝日に関する法律」に規定する休日及び閉庁日は除く。)
- (3) 縦覧時間 9時から17時まで

## 正 誤

## ○正 誤

令和元年7月5日付け第18号目次中

,	ページ	箇 所		誤	正		
	215	目次欄 上から2行目		愛媛県中小企業高度化 資金貸付規則の一部改 正する規則			

令和元年 7 月19日 発行 269